

上越市景観条例（平成 1 2 年上越市条例第 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、景観づくり重点区域の指定素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和 7 年 7 月 8 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 公聴会の日時
令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 6 時から
- 2 公聴会の開催場所
上越市大町 5 丁目 5 番 3 号 旭会館
- 3 事案の概要
縦覧図書「景観づくり重点区域の指定素案」のとおり
- 4 素案の縦覧
令和 7 年 7 月 9 日（水）から令和 7 年 7 月 2 3 日（水）まで
（縦覧時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）
上越市都市整備部都市整備課計画係（平日以外は、上越市役所木田庁舎の時間外受付）